

佐賀大学附属図書館展示設備等利用要項

(平成26年6月3日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学附属図書館利用規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、佐賀大学附属図書館（以下「図書館」という。）内の展示スペース、展示台及び展示装置（以下「展示設備等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2 展示設備等は、文化的及び学術的な展示のために利用できるものとする。

(展示スペース)

第3 展示設備等のうち展示スペースは、佐賀大学附属図書館長（以下「館長」という。）が指定する場所とする。

(利用者の範囲)

第4 展示設備等を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規程第3条第1号に規定する者
- (2) 規程第3条第2号に規定する者
- (3) その他館長が適当と認めた者

(利用の手続)

第5 展示設備等を利用しようとする者は、原則として利用を希望する日の4週間前までに、佐賀大学附属図書館展示設備等利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 展示設備等の利用希望者が多数の場合は、原則として申込み順とし、館長の判断により許可を行う。

(利用期間)

第6 展示設備等を利用できる期間は、原則として4週間までとする。ただし、4週間を超える期間を希望する場合は、申込書に理由を明記し、館長の許可を受けなければならない。

(公開時間)

第7 展示設備等における展示物の公開時間は、図書館開館日の開館時間内とする。

(利用の制限)

第8 図書館の運営上、展示設備等を他の用途に使用する期間は、利用を許可しない。

2 展示内容又は活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しない。

- (1) 営利目的若しくはこれに類する展示又は活動
- (2) 思想的・宗教的な勧誘、布教を目的とした展示又は活動
- (3) 公序良俗に反する展示又は活動
- (4) 騒音、危険物の持込みなど図書館の開館に支障を来す展示又は活動
- (5) その他館長が不適切であると判断した場合

3 館長は展示内容又は活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の取消、中止又は制限を行うことができる。

- (1) 申込書に記載された展示内容と異なった展示又は活動が行われた場合
- (2) 利用の権利を譲渡又は転貸した場合
- (3) その他館長が不適切であると判断した場合

(利用上の責務)

第9 利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、展示物の搬入、据付、撤去等の作業を安全に行うものとし、展示期間中の展示設備等の安全及び展示物の管理について、責任を負うものとする。

2 利用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 展示物の搬入、据付、撤去等に当たっては、必ず事前に情報図書館課に連絡すること。
- (2) 図書館の施設又は物品を破損した場合は、その損害額を弁償すること。
- (3) 展示物が著作権、プライバシー等第三者の権利利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合は、その責任を負うこと。
- (4) その他利用に際しては、情報図書館課員の指示に従うこと。

(費用)

第10 展示設備等の利用料は、原則として無料とする。

2 展示物の搬入、据付及び撤去に係る経費は、利用者が負担する。

(免責事項)

第11 展示物の管理は利用者の責任において行い、図書館は展示物の損害、盗難、紛失、破損等について、一切責任を負わない。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、展示設備等の利用の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月3日から実施する。

佐賀大学附属図書館展示設備等利用申込書

佐賀大学附属図書館長 殿

代表者氏名 _____
身分【教職員・学生・その他（ ）】
所属 _____
学部・研究科 _____
学科・課程・専攻 _____
学籍番号 _____
連絡先電話番号 _____
連絡先メールアドレス _____

下記のとおり、展示設備等の利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては、裏面記載の注意事項を遵守します。

記

1. 展示期間 平成 年 月 日（ 曜日） ～ 平成 年 月 日（ 曜日）

2. 展示目的

3. 展示場所

4. 展示概要

5. 展示品の種類・点数

6. 利用設備

展示台 ・ 展示パネル ・ その他（ ）

* ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、展示設備等の利用以外の目的には利用いたしません。

平成 年 月 日

佐賀大学附属図書館展示設備等利用許可書

殿

佐賀大学附属図書館長
(公印省略)

以下の展示設備等の利用を許可します。

なお、利用に当たっては、裏面記載の注意事項を遵守してください。

記

1. 展示期間 平成 年 月 日 (曜日) ~ 平成 年 月 日 (曜日)

2. 展示目的

3. 展示場所

4. 展示概要

5. 展示品の種類・点数

6. 利用設備

展示台 ・ 展示パネル ・ その他 ()

利用に当たっての注意事項

1. 佐賀大学附属図書館展示設備等利用要項を遵守すること。
2. 展示設備等を展示目的以外の用途に利用しないこと。
3. 営利目的の活動若しくはこれに類する展示又は活動を行わないこと。
4. 思想的・宗教的な勧誘，布教を目的とした展示又は活動を行わないこと。
5. 公序良俗に反する作品を展示又は活動を行わないこと。
6. 利用者以外の者に，展示設備等の全部又は一部を転貸しないこと。
7. 指定の場所以外に掲示及び張り紙をしないこと。
8. 展示物の搬入，据付，撤去等に当たっては，必ず事前に図書館職員に連絡すること。
9. 利用者の過失によって図書館の備品，設備等に破損又は紛失があった場合は，現物又は代金をもって，その損害を弁償すること。
10. 展示設備等の利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は，利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示に従うこと。
11. 図書館の施設内に危険物を持ち込まないこと。
12. 展示物の搬入，設置，撤去及び管理は，利用者が行うこと。
13. 図書館利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。
14. 展示設備等の利用終了後は，速やかに原状回復を行うこと。
15. その他展示設備等の利用に際しては，図書館職員の指示に従うこと。